

小金井市議会基本条例 & 逐条解説

2021年1月19日改訂

小金井市議会

<目次>

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第7条）

第3章 市民と議会の関係（第8条—第12条）

第4章 市長と議会の関係（第13条—第16条）

第5章 政策立案に関する調査及び研修（第17条—第20条）

第6章 議員の定数及び報酬（第21条・第22条）

第7章 条例に関する研修及び検証（第23条・第24条）

第8章 委任（第25条）

付則

条文と逐条解説

前文

小金井市民は、直接選挙によって、市議会議員と市長を市民の代表として選出しています。議会は合議制の議決機関であり、市長は独任制の執行機関です。

議会と市長は、それぞれが、二元代表制に基づき、対等な関係に立ち、互いの役割を發揮し、市民福祉を増進させる責務を負っています。

議会にとって重要な役割は、多様な民意を持ち寄って、公開の場で効率的な議論を尽くすことにより、市長の行政執行及び市政の課題について、その論点を明らかにし、市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにあります。

それらを実現するために、小金井市議会は、これまで市民に開かれた議会、自由かつ達な質疑を保障する議会、少数会派の活動も認め合う議会を目指し、議会改革に努めてきました。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、議会は、市民の視点に立ちつつ、議会としての自律性を高め、執行機関を監視し、政策を立案する活動を、より充実強化しなければなりません。

また、議会の情報公開を推進して説明責任を果たすことや、市民の多様な意見をくみ取る努力、市民の負託に応えるための更なる自己研鑽^{さん}が求められています。

小金井市議会は、以上述べた議会の役割と使命を自覚し、地方自治の本旨の実現を目指し、ここにその議会の最高規範としてこの条例を制定するものです。

【市民という用語について】

この条例で「市民」という用語を使用していますが、この条例は、法令上の市民の権利を定めたり、制限をしたり、義務を課すものではないことから、厳密にその範囲を確定しなければならないものではないため、特に定義は規定していません。

【最高規範】

この条例が、小金井市議会及び議員の最も尊重すべき基柱として位置付けられていることをあらわしています。議会における諸規程との整合については、第2条で定めています。

【地方自治の本旨】

地方自治は、一般に、住民自治と団体自治の2つの要素によって構成されている。(中略)日本国憲法は、大日本帝国憲法下の中央集権的官治行政を払拭し、地方分権・自治行政を確立するという観点から、第8章において「地方自治の本旨」に基づく地方自治を保障する諸規定(日本国憲法第92条～第95条)を置いている。

(出典：新基本法コンメンタール 地方自治法)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小金井市議会（以下「議会」という。）の基本理念、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

前文に掲げた議会の決意を受け、条例制定の目的を明らかにしています。

市民代表としての議会が、市民の負託に応え、市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを定めています。

(他の条例等との関係)

第2条 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図らなければならない。

【解説】

この条文は、前文で表明した最高規範性を具現化するものです。議会に係る他の条例、規則などの制定改廃や運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性を図っていくものとしています。

なお、法形式的には、この条例と他の条例との間に効力の優劣をつけることはできませんが、この条例の制定目的と規定内容から、この条例は、議会における最高規範性を有していると考えられるものです。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会の活動は、次に掲げる原則を基本とする。

- (1) 市民を代表する議決機関であることを自覚し、最善の判断及び責任ある活動を行うこと。
- (2) 公開性、公正性及び効率性をより一層確保し、市民に信頼される議会を目指すこと。
- (3) 市民の多様な意見を常に的確に把握し、政策立案及び政策提言にいかし、市政に反映させるよう努めること。
- (4) 全ての会派が、意見の違いをお互いに尊重し合い、言論の府にふさわしい議会運営に努めること。
- (5) 議会の委員会条例、会議規則、要綱等を定め、活動するとともに、それらを継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。

【解説】

- ① 議会の活動原則についての考え方を明らかにするとともに、議会活動の根拠として条例及び会議規則を規定しています。また、議会の内規として要綱のほか申合せも定めています。
- ② 全ての議員が、出産・育児・介護等と両立できるよう、また、年齢、多様な性の在り方、障がいの有無や程度、文化的な違い等を認め合い、議会活動できる環境整備に努めます。

(議論及び討議の保障)

第4条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。

2 議会は、論点の整理又は合意形成を図るために、各委員会を中心に議員間で討議を行うことができる。

【解説】

① 議会は、議案又は請願及び陳情を審議、審査するに当たり、議会としての機能を発揮するため、様々な立場の議員が公平な発言の機会を認め合い、自由かつ達な議論を尽くし、よりよい合意形成を図っていくことを定めています。委員会においては、自己の考えを自由に表明でき、活発な審査を行っています。

質疑の目的は、議題に供されている事項への疑義をたずることであり、そのルールは、会議規則第53条に規定されています。

議会では議員の公平な質疑の場の保障の点から、決算特別委員会及び予算特別委員会（当初予算）では議長を除く全議員が出席することとしています。

② 議会は、お互いに相手の意見を聞き合い論点を整理し、合意形成に努めなければなりません。そのための手段として議会では、議会運営委員会、委員会協議会、議員提出議案の審査等で、議員間で討議ができることを明記しました。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則を基本として活動する。

(1) 市民の多様な意見の把握に努め、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指すこと。

(2) 調査活動に基づき、政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。

(3) 小金井市議会議員の政治倫理に関する条例（平成7年条例第27号）に基づき、市民に信頼される議員活動に努めること。

【解説】

議員としての基本姿勢、議会活動における原則を定めたものです。

議員は、市民の多様な意見の把握に努め、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指すこと。調査活動に基づき、政策立案及び政策提言を積極的に行うよう定めています。議員が予算を伴う条例案を提案するときは、必要に応じて市長と協議します。

また、平成7年に制定した「小金井市議会議員の政治倫理に関する条例」を守るべきことと定めています。

(災害時の対応)

第6条 議会は、大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、議会としての確かつ迅速に対応するものとする。

【解説】

議会は、小金井市内に地震、風水害その他多数の市民の生命及び財産に影響を及ぼす災害が生じる状況を想定し、「小金井市議会災害時対応マニュアル」を定めています。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成するものとする。

- 2 会派は、基本的政策又は理念が一致する議員で構成するものとする。
- 3 議員は、一人の場合においても、会派として届け出なければならない。
- 4 議会は、議会運営等において、会派に所属する議員数にかかわらず全会派の活動を保障し、会派間の公平性を確保しなければならない。
- 5 会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて会派間で協議を行い、合意形成に努めるものとする。

【解説】

- ① 議員が議会内での活動を円滑に行うために、会派を結成することを定めています。また、政務活動費の交付は、会派に対して行われるため、1人でも会派として届け出なければなりません。
- ② 会派は、基本的政策又は理念が一致する議員で構成する政策集団です。
- ③ 会派の最少人数を1人とし、全議員が会派に所属することを定めています。
- ④ 議会の申合せ事項に基づき、会派代表者会議（会派間の協議を行う場）への全会派の出席、本会議及び委員会での発言機会（会派の人数にかかわらず、一般質問は毎定例会ごとに1人1時間以内。委員会では会派の人数による時間制限は設けていないなど）において、会派の構成人数で不平等が生じないように定めています。
- ⑤ 議会の円滑な運営と政策立案及び政策提言のために、必要に応じて、議会運営委員会、会派代表者会議などで会派間の協議及び交渉を行い、議会の合意形成に努めることを定めています。

第3章 市民と議会の関係

(市民に開かれた議会)

第8条 議会は、本会議、委員会及び全員協議会を原則公開とする。ただし、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない。

2 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする。

【解説】

① 前文の「市民に開かれた議会」を実現するため、会議の原則公開について定めています。

これまで小金井市議会は、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会のほか全員協議会も公開してきました。

公開の原則の具体的な内容としては、一般的には「傍聴の自由」「報道の自由」及び「会議録閲覧の自由」です。小金井市議会では、さらにインターネットによるライブ配信及び録画配信（本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、各協議会）も行っています。なお、会議録は全文記録となっています。

本会議は、出席議員の3分の2以上の者の多数で議決した場合には、秘密会として非公開にすることができます。委員会での議決は、本会議における秘密会の議決のように特別多数議決を必要としません。

公開しない場合としては、個人情報がある場合、公開することによって個人の名誉を傷つける場合、市の施策に著しい影響を与え市民の不利益になる場合等が考えられますが、その理由については、内容に触れない範囲で理由を明らかにすることを義務付けています。

公開の原則及び秘密会の議決要件等は、本会議（地方自治法（以下「法」という）第115条）、常任委員会（小金井市議会委員会条例では第16条、第17条）、議会運営委員会（小金井市議会運営委員会条例第15条、第16条）に各々規定されています。

② 議会が、市民にとって傍聴しやすい環境を作るため、予算の範囲内で傍聴規則の見直しなど、さまざまな配慮に努めることを定めています。

(市民の声を反映させる議会)

第9条 議会は市長から提案された議案について誠実に審議するものとし、議員は必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。

2 議会は、請願及び陳情について、次に掲げるところにより、市民からの政策提案として、誠実に審査するものとする。

(1) 請願者又は陳情者から申出があった場合は、その趣旨について陳述する機会を設けること。

(2) 請願又は陳情の審査に当たって、必要に応じて、市民の意見を聴く機会を設けること。

3 議員又は委員会は、条例等の政策立案及び政策提言をするに当たって、必要に応じて、市民との懇談などの手段により、意見を聴く機会を設けることができる。

【解説】

① 議会は、市長から提案された議案について誠実に審議するとともに、各々の議員が市民との懇談などの手段により、意見を聴く機会を設けるよう定めています。

② 請願及び陳情を市民からの政策提案と位置づけ、議会の審議において誠実に審査することを定めています。

具体的な手法として、提案者の意見を聴く機会を設けることを定めており、希望すれば審査前の委員会協議会において、請願者又は陳情者（請願又は陳情が複数人による場合は、それぞれ各1人）は意見陳述を行うことができます。また、これまでも有志の議員で懇談を行っています。

③ 議員又は委員会が条例等の政策立案及び政策提言をするに当たって、各々の議員が市民との懇談などの手段により、意見を聴く機会を設けると定めています。

【請願・陳情】

請願・陳情制度は、市民の声を直接、市政に反映させようとするものです。

請願権は、日本国憲法第16条にも規定されている国民の権利です。陳情は、議会に対して市民の要望又は希望するもので、内容的には請願と異なるものではありません。

請願は議員の紹介が必要ですが、陳情には議員の紹介はいりません。陳情書はその内容が請願に合致するものは、請願書の例により処理するものとなっています。

請願・陳情は各委員会で慎重に審査し、その内容の妥当性や、施策に反映させるべきか否か等を決めます。採択の場合は、市長・教育委員会などの執行機関やその他関係機関にその趣旨の実現を要望します。

(公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)

第10条 議会は、公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するよう努めるものとする。

【解説】

公聴会制度は、本会議及び委員会において、議案又は請願及び陳情を審議、審査するに当たって参考とするため、利害関係者や学識経験者等から意見を聴くものです。市民参加の機会の拡大や審議を活性化させるため、積極的に活用していく趣旨で規定しています。

参考人制度は、本会議及び委員会において、地方公共団体の事務に関する調査又は審査のために必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができるものです。公聴会制度同様に、積極的に活用していく趣旨で規定しています。

【地方自治法の改正】

公聴会制度（法第115条の2第1項）及び参考人制度（法第115条の2第2項）は、委員会だけに認められた制度でしたが、平成24年の地方自治法改正で、議会としての機能をこれまで以上に強化するため、本会議においても活用できるよう規定されました。

【小金井市議会の実績】

○公聴会

「水道料金の値上げに関するもの（昭和41年4月30日）」、「小金井市議会議員の定数削減に関するもの（平成24年5月29日）」

○参考人

「清里少年自然の家管理運営委託に係る検査（平成14年7月22日）」

(広報活動及び広聴活動)

第11条 議会は、市民の知る権利を保障し、議会と市政に関心を高めるため多様な方法を用いて広報活動及び広聴活動の充実に努めなければならない。

2 議会は、前項の規定を達成するため、体制整備に努めなければならない。

【解説】

① 議会は、市民の知る権利を保障するために、議会と市政についてわかりやすい情報提供をし、議会報やホームページなどを活用した、広報活動及び広聴活動の充実に努めなければならないことを定めています。

② 議会は、広報活動及び広聴活動の体制の整備に努めなければならないとしています。

そのため、議会報の編集及びホームページを所掌する会議規則第119条第1項に基づく正式な協議の場として、広報協議会を設置しました。

なお、広聴活動については、議会運営委員会等で引き続き協議していきます。

(議会報告会)

第12条 議会は、市民への説明責任を果たすため、議会報告会を年1回以上開催するものとする。

2 議会報告会に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

【解説】

① 議会は、市民への説明責任を果たすために、地域で直接市民に対し議会の活動の様子を知らせるとともに、議会を身近なものにするために、議会報告会を年1回以上開催することを定めています。

② 議会報告会の開催時期、場所、議員の役割など詳細については、議会運営委員会が設置する実行委員会で決めることから、別に定めるとしています。

第4章 市長と議会の関係

(市長と議会の関係)

- 第13条** 議会は、二元代表制の下、市長と相互に独立かつ対等で緊張感ある関係を保持するものとする。
- 2 議会は、市長の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかについて、監視し、及び評価するものとし、必要と認める場合には、政策立案及び政策提言を通して市長に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
 - 3 議会は、議案等の審議に当たって、市長に資料の提出又は情報の提供を求めることができる。
 - 4 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、施策等について、その形成過程の説明を求めることができる。
 - 5 議員は、議案等の審議に当たっては、適切に論点を整理し、質疑するものとする。この場合において、質疑の論点又は趣旨を確認するため、市長が発言を求めた場合には、議会は、その発言を認めるものとする。

【解説】

- ① 議会は、二元代表制の下、市長と相互に独立かつ対等で緊張感ある関係を保ち、それぞれの責任を果たしていく必要があることを定めています。
- ② 議会が市長の事務の執行の監視及び評価など、議決機関としての責務を果たすため、必要と認める場合には、主に議会としての決議、議員の一般質問、議案に対する修正、委員会における質疑の手法により、政策立案及び政策提言等を行い、市長に適切な措置を求めることを定めています。
- ③ 議会が、議案及び各種計画の審議に当たって、市長に資料の提出、情報の提供を求めることができることを定めています。
- ④ 市長が提案する重要な計画、政策、施策等（以下これらを「政策等」という。）について、議会における十分な審議を行うため、市長に対して、次に掲げる事項について、その説明を求めることができることを定めています。
 - (1) 政策等の発生源及び背景
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
 - (4) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
 - (5) 総合計画における根拠又は位置付け
 - (6) 政策等の実施に係る財源措置
 - (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト
- ⑤ 議員は、議案等の審議に当たって、論点を整理して明瞭でわかりやすい質疑を行うこととしています。また、市長が、議員の質問に対して質疑の論点及び趣旨を確認することを認めています。

「市議会ハンドブック」記載事項

【議会が執行機関に資料要求する場合の基準について】（抜粋）

議会が本会議において執行機関に議案について資料要求する場合の基準は、概ね次によるものとする。

(1) 資料の調製に係る態様について

- ア 既に公開又は公表されているものからコピー等をすれば、調製できるもの
- イ 既に公開又は公表されているものから、新たに調製しなければならないもの
- ウ 公表されていないもの又は資料調製のために資料の収集、調査が必要なものから新たに調製しなければならないもの

(2) 資料要求についての対応

- ア 前号アに該当するものは、何のどこに掲載されているかを明示する答弁をもって、提出を求めない。
- イ 前号イ及びウについての資料要求の基準については、引き続き協議する。

【一般質問の資料要求の取扱いについて】

- (1) 一般質問の資料要求については、あらかじめ必要とするものは通告時に要求することとする。
- (2) 担当委員会に提出されていない資料が、一般質問資料として、又は他の委員会に提出されることについて
 - ア 担当委員会で要求があり、部局が提出できないとしていた資料を議会に提出するに当たっては、担当委員会と十分調整していただきたい。
 - イ 一般質問の資料で個人のみと指定されている資料であっても、希望する議員があれば配布することとし、全員から要求があれば、全員に配布する。
- (3) 部局が職員組合に提示している資料について、議会から要求があったが、部局が提出しないときの対応について・・・職員組合等、他の団体に提示した資料について資料要求があり、その扱いに疑義がある場合の取扱いはケースバイケースとする。

(市長報告)

第14条 議会は、市政の重要事項について、市長の報告を求めることができる。

【解 説】

市長報告は、原則として市長に権限があります。議会は、市長から市の重要事項について、本会議において報告を受けています。しかし、場合によっては議会として重要かつ必要と判断した事項については、議長を通じ、議会からも市長に報告を求めることができるよう定めています。現に議会の求めに応じて市長が実施してきた経過があります。

(全員協議会)

第15条 全員協議会は、議会の運営及び都市計画その他重要政策に関する研究及び協議を行う場合に、議長が招集し、開催するものとする。

【解 説】

全員協議会は、議長が全議員を招集し、議会の運営や市の重要政策について研究及び協議する場です。

また、全員協議会は、市長からの依頼又は議員からの要請があった場合に開催しますが、その判断は議長に委ねられています。

(議会の議決事項)

第16条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項に規定する議会の議決事項については、議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、次に定めるものとする。

- (1) 長期総合計画基本構想の策定、変更及び改廃に関すること。
- (2) その他別に条例で定めるもの

【解 説】

長期総合計画基本構想については、国の地域主権改革の下、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることとなりました。

議会は、長期総合計画基本構想の策定等については、議決に付すことを定めています。

また、法第96条第2項では、議会が議決事項を追加することが認められています。その際には、議会の合意に基づき本条文に追加していくものとします。

別に条例で定めるものとして「小金井市名誉市民条例」があります。

第5章 政策立案に関する調査及び研修

(調査及び政策立案)

第17条 議会は、その機能を十分に発揮し、積極的に政策立案及び政策提言を行い、市の政策水準の向上を図るよう努めるものとする。

2 議会は、前項に規定する機能の強化を図るため、次に掲げる制度を活用することができる。

- (1) 法第100条の2の規定に基づき、学識経験を有する者等に調査をさせること。
- (2) 政策立案のために、政策検討会を設置すること。
- (3) 必要な調査及び視察を実施すること。
- (4) 各分野の専門的な知識を高めるために、学識経験を有する者等による議会研修会を実施すること。

【解説】

- ① 議会としての権能をより高めるため、議員提案条例をはじめとする政策立案及び政策提言を積極的に行うよう努めることを定めています。
- ② ①の機能をより強化するため、法第100条の2に基づく外部の学識経験者等による調査、政策検討会の設置、必要に応じた調査、研修及び視察の実施、学識経験を有する者等による議会研修会を行うことを定めています。

なお、政策検討会は全会派が一致した市政の課題を検討し、政策立案をするための組織です。

(政務活動費)

第18条 会派は、市政に係る調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けることができる。

- 2 政務活動費の交付に関し必要な事項については、小金井市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第18号)に定めるところによるものとし、使途基準については、議会の役割及び活動状況を踏まえるものとする。
- 3 議会は、政務活動費の使途及び結果について、公開するものとする。
- 4 会派は、政務活動費の使途及び結果について、説明責任を果たさなければならない。

【解説】

- ① 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴等の、会派として市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させるために必要な活動に要する経費に対して、市から交付を受けることができることを定めています。
- ② 政務活動費の交付に関して必要な事項については、「小金井市議会政務活動費の交付に関する条例」で定めています。
使途基準については、透明性を高め、適切な執行をするために「政務活動費に関するマニュアル」を作成しています。
- ③ 議会では、政務活動費の全ての支出について領収書又は支払証明書の添付を義務付けています。
政務活動費に係る収入・支出報告書及び支出調書については、総務課情報公開コーナー、議会図書室、議会応接室にて閲覧することができ、平成27年6月から市ホームページにおいても公開しています。
また、領収書及び支払証明書についても、平成30年6月から市のホームページで公開しています。
- ④ 会派は、政務活動費に係る収入・支出報告書、支出調書、領収書及び支払証明書について、説明責任を果たさなければならないことを定めています。

(議会事務局)

第19条 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、法第138条第2項の規定により、議会事務局を設置する。

2 議会事務局は、前項によるもののほか、議会の政策立案、政策提言、調査活動等を補佐する役割を担うため、体制を充実強化するものとする。

3 議長は、法第138条第5項の規定により、議会事務局の職員を任免する。

【解説】

① 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、法第138条第2項の規定により、「小金井市議会事務局設置条例」を定めています。

議会に関する事務及び職員の服務については、「小金井市議会事務局処務規程」を定めています。

② 議会事務局は、①によるもののほか、議会の政策立案、政策提言、調査活動等を補佐する役割を担うため、体制の充実強化を図るものとしています。

③ 議長は、法第138条第5項の規定により、議会事務局職員を任免することが規定されています。

(議会図書室)

第20条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室の活用にあたっては、市が設置する情報公開コーナー等に対し、協力を求めるものとする。

【解説】

① 議会図書室は、議員の調査研究に資するため、法第100条第19項に設置が義務付けられており、その適正な管理とその充実に明記しています。

なお、管理、運営等については、「小金井市議会図書室管理規程」で規定しています。

議会図書室は、議員の利用に支障のない限り市職員及び一般市民も利用できることとなっています。

② 議会図書室の活用にあたっては、市長部局の情報公開コーナー又は図書館本館に協力を求めることとしています。

第6章 議員の定数及び報酬

(議員定数)

第21条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、小金井市議会議員定数条例（昭和26年条例第14号）により定めるものとする。

2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題を十分に考慮し、市民の意見を聴取した上で定めるものとする。

【解説】

- ① 議員定数は、本条例に規定した議会としての機能を果たすためにふさわしいものとするを基本に、法第91条に基づき、「小金井市議会議員定数条例」により定めています。
- ② 定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題を十分に考慮の上で、市民の意見聴取を踏まえて定めることを規定しています。

【小金井市議会の実績】

平成24年度において、定数に関し公聴会を開催しています。

(議員報酬)

第22条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第21号）に定めるものとする。

2 議会は、議員報酬の額の改正に当たっては、小金井市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第26号）第2条に規定する審議会の意見を反映するほか、市政の現状及び課題を考慮するものとする。

【解説】

- ① 議員報酬とは、法第203条に基づき、本会議や委員会への出席など市民の負託に応える議員活動への対価として、議員に支給されるものです。
議員報酬については、「小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」で定めています。
- ② 議員報酬の改定を行う場合、小金井市特別職報酬等審議会条例第2条に基づき、あらかじめ、当該特別職報酬等の額について審議会の意見を反映するほか、市政の現状及び課題を考慮することを定めています。

第7章 条例に関する研修及び検証

(条例に関する研修)

第23条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するために、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

【解説】

議員の任期開始後、速やかに、全議員を対象に、この条例に関する研修を実施（補欠選挙で初めて当選した議員には、適宜、研修を実施）し、この条例の理念を議員間で共有することを定めています。

講師は、正副議長、正副議会運営委員長の4者で協議し、決定します。

(条例の検証等)

第24条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果に基づき、適切な措置を速やかに講ずるものとする。

【解説】

- ① この条例が、目的を達成しているか否かを議会運営委員会で検証することとし、検証する時期については、定期的に行う検証と事態の変化に応じて必要に応じた検証を行うこととしています。
- ② 検証により課題や問題点が確認された場合は、迅速な措置を講ずるように定めています。

第8章 委任

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

(小金井市職員の定数に関し地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事項指定に関する条例の廃止)

2 小金井市職員の定数に関し地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事項指定に関する条例(昭和24年条例第12号)は、廃止する。

(小金井市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

3 小金井市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「会派」の次に「(小金井市議会基本条例(平成28年条例第23号)第7条に規定する会派をいう。以下同じ。)」を加える。

第2条を次のように改める。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、会派に対して交付する。

(小金井市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正後の小金井市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日に交付された政務活動費については、なお従前の例による。